

2 被災者生活再建制度の拡充等について

【内閣府】

長野県の状況

●被災者生活再建制度の拡充等

- 令和元年東日本台風では、長野県内において、全壊1,083世帯、大規模半壊・半壊2,768世帯の被害が発生（令和2年4月8日時点）
- これまで、法の適用の対象にならない半壊世帯や一部損壊世帯に対し、県独自の支援を実施

取組

○県・市町村共同による被災者支援

国の被災者生活再建支援制度の対象とらない被災者を対象に
県と市町村が共同して独自に以下のとおり支援を実施

・信州被災者生活再建支援制度

住宅が半壊した世帯へ50万円を支給（単身世帯は37.5万円）

支給実績：1,955件（支給率 97.4%）

・災害見舞金

住宅が床上浸水した世帯へ10万円を支給

支給実績：252件（支給率 97.3%）

・被災者支援ガイドブック

被災市町村が被災者に対して支援制度を紹介するための基礎となる

被災者支援ガイドブックを作成し、被災者へ支援メニューを周知

・家電製品等の支給及びあっせん

住家が半壊以上又は床上浸水の判定を受けた住民税非課税世帯又は生活保護世帯へ家電製品を支給

また、イオンリテール（株）と県が連携し、全国で初めて生活に必要な家財（家電製品や生活用品など約90品目）について、

被災者限定価格で購入できるカタログを作成・配付



【令和元年東日本台風の住宅被害】



【被災者支援ガイドブック】



【家電製品のあっせん】

課題

■ 被災者生活再建支援制度

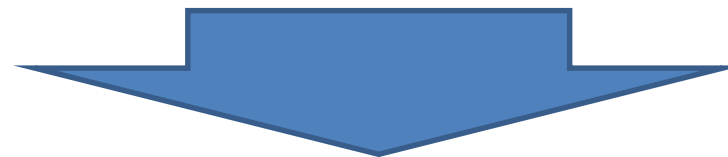
- ・支給対象が大規模半壊までとなっており、半壊への支援無し
- ・同一市町村で全壊10世帯以上等の要件があるため、適用除外の恐れ
- ・同じ災害でも市町村によって適用、非適用が生じることから不公平

■ 応急修理制度

- ・大規模な水害では、住宅の乾燥や業者の確保等に時間を要するため、**応急修理の完了には長期間必要**
- ・住宅の**応急修理と応急仮設住宅の入居は併用できない**ため、被災者にとっては大きな負担

■ 被災者が支援メニューを選択する現行の制度

- ・被災者にとってわかりづらく、早期の生活再建方法の決断につながらないといった悪影響



提案・要望

1 被災者生活再建支援制度の拡充

支援金支給対象となる被災世帯を「全壊」、「大規模半壊」に限定せず、「半壊」世帯にも拡大すること
また、床上浸水被災者を幅広く救済できるよう、半壊に係る査定要件を緩和すること

2 応急修理制度を廃止し、被災者生活再建支援制度に上乗せ

応急修理制度を廃止し、相当分について被災者生活再建支援制度に上乗せすること
現行の複雑な制度を解消し、修理による住宅再建を行う被災者に応急仮設住宅等の安全・安心な住まいを確保できるようにするなど、総合的、抜本的な見直しを図ること